

1 当課の主な業務は次のように定義されます。		
・町の財産の取得や処分、維持管理に関すること ・入札参加資格の審査や工事等の入札に関すること ・町営住宅に関すること ・福祉会館の施設維持管理、指定管理に関すること		
2 当課の業務は次の方々のために行われます。		
町の財産の処分や有効活用、庁舎等の適正な維持管理による経費の削減及び公正な入札の実施による工事等の履行の確保については、毛呂山町に住む全ての町民の皆さんのために。		
3 当課の掲げる数値目標と、その根拠は次のとおりです。		
目 標 名	財産の処分や有効活用による歳入の確保	
指 標 名	土地及び物品の売払・貸付収入の合計額	
数値目標	初期値（平成30年度）	10,837,631円
	実績値（令和6年度）	14,621,575円（単年） 96,495,005円（累計）
	最終目標値（令和6年度）	57,000,000円
設定根拠	過去5年間の実績値などを基に設定	
事業概要	未利用地の売払い及び貸付を行い、歳入を確保します。	
4 目標達成に向けた取り組みにより、次の成果が期待されます。		
公有財産の処分によって歳入の確保が期待されます。また、庁舎等の適正な維持管理や公正な入札の執行によって歳出の削減が期待されます。		
5 昨年度の取り組みの反省点及びこれまでの取組の評価は次のとおりでした。		
昨年度の取り組みは、未利用地の売却に関しては、新たに2件の不動産鑑定を実施しましたが、土地が所在する地元地域等への調整が進まず公売は未実施となりました。 令和4年度は2件、令和5年度は3件、計5件の普通財産（土地・建物）を処分しました。公売不調となっている土地の処分については、町による区域外整備により建築条件を整えることや、随時申込などにより売却先を決定する等の対応が必要です。 評価としては、計画期間全体を通じ、未利用地の処分について一定の進捗を図ることができました。		